

入居申込みのご案内

単身者向け
住宅は募集
していません

令和7年度 第2回 茨木市営住宅入居者募集

もくじ

1. 申込みから入居までの流れ
2. 入居資格
3. 申込時に必要な書類
4. 収入基準
5. 収入区分表
6. 収入基準早見表
7. 申込みの無効・失格・注意事項
8. 入居について注意事項
9. 抽選について
10. 月額所得額の計算方法
11. 控除額について
12. 月額所得額の計算例
13. 市営住宅の位置図と住所

茨木市建設部建築課

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

電話 (072) 622-8121 (代表)

(072) 620-1653 (直通)

令和7年12月

1 申込みから入居までの流れ

市営住宅の申込みをされる場合は、民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例などに基づき、収入基準をはじめいろいろな制約がありますので、この「入居申込みのご案内」をよくお読みになったうえで、お申込みください。

申込み

○申込受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金）

○申込受付場所

市役所南館4階 建設部建築課

午前8時45分～午後5時15分（土曜日、日曜日・祝日は除く）

※郵送の場合の送付先

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市建設部建築課管理係

郵送の場合は受付期間中の郵便局の消印のあるものを有効とします。

申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

○提出書類

「3.申込時に必要な書類」をご覧ください。

入居資格審査

提出していただいた書類により、審査します。

確認できない事項があるときは、さらに書類の提出をお願いします。

申込受付期間最終日までに確認できない場合、失格となります。

抽選番号の通知

申込時のはがきで通知します。（令和8年1月中旬予定）

公開抽選会

参加は自由です。必ずしも参加する必要はありません。

（令和8年1月下旬予定）

（抽選会場は、はがきに記載します。）

抽選結果のお知らせ

抽選結果は、当選・落選にかかわらずお知らせします。

（抽選終了後に発送予定）

同時に当選者には入居説明会の案内及び入居説明会で提出していただく書類を送付します。

入居者の決定

市営住宅で生活をしていただくまでの必要事項を説明し、

鍵をお渡しします。（令和8年2月下旬予定）

連絡もなく入居説明会を欠席された場合は、辞退したものとみなします。

入居

入居可能日から2週間以内に入居していただきます。

（入居可能日は令和8年3月1日を予定）

2 入居資格

●一般世帯向け住宅に申込みできる方

①～⑦の共通資格条件をすべてそなえた方

共通資格

- ① 現在同居しているか、同居しようとする親族（婚約者又はパートナーシップ関係を含む）がいる方（単身での申込みはできません）（※ 詳細は右ページ参照）
- ② 申込者本人が、入居申込み開始日の1か月以上前から市内に住所を有しているか、市内の職場に勤務をしている（することが確実な）方（※ 詳細は右ページ参照）
- ③ 申込者本人及び同居しようとする親族に持ち家がなく、現在住宅に困っている方（※ 詳細は右ページ参照）
- ④ 市条例で定める収入基準に合う方（「4.収入基準」をご覧ください）で、家賃を支払うことができる方
- ⑤ 申込者本人及び同居しようとする親族が、過去に茨木市営住宅において、不正な使用（無断退去、滞納、又貸しなど）をしたことがない方
- ⑥ 申込者本人及び同居しようとする親族が、過去に不誠実な入居申込みをするなど、茨木市と信頼関係を損なう行為をしたことがない方
- ⑦ 申込者本人及び同居しようとする親族が、暴力団員でない方

●福祉世帯向け住宅に申込みできる方

①～⑦の共通資格条件をすべてそなえた方で、かつ⑧又は⑨の条件をそなえた方

福祉世帯向け住宅申込資格

- ⑧ 申込者及び同居者の全てが60歳以上（入居申込み最終日の時点）で、要支援又は要介護の認定を受けた方がいること
- ⑨ 申込者又は同居者が内部障害（1級又は2級）又は下肢障害による、身体障害者手帳を持っていること

●新婚子育て世帯向けに住宅申込みできる方

①～⑦の共通資格条件と⑩をすべてそなえた方で、かつ⑪～⑭のいずれかの条件をそなえた方

新婚子育て世帯向け住宅申込資格

- ⑩ 地域活動に積極的に取り組み、団地並びに地域の活性化に協力していただける方（毎月、地域活動報告書をご提出いただきます）
- ⑪ 申込者及び配偶者が40歳未満（入居申込み最終日の時点）であり、婚姻届出日が令和6年12月1日以降である方
- ⑫ 申込者及びパートナーが40歳未満（入居申込み最終日の時点）であり、「パートナーシップ宣誓したことを証明する書類」の発行が令和6年12月1日以降である方
- ⑬ 申込者及び婚約者が40歳未満（入居申込み最終日の時点）であり、入居説明会（令和8年2月下旬頃）までに婚姻届出をする方
- ⑭ 同居している、又は同居しようとする中学生以下（入居申込み最終日の時点）の子どもがいる方

2 入居資格（詳細）

① 現在同居しているか、同居しようとする親族（婚約者又はパートナーシップ関係を含む）がいる方（単身での申込みはできません）

- 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 婚約者との申込みは、入居説明会当日（令和8年2月下旬予定）までに婚姻し、婚姻届受理証明書等を提出できる方。
- 内縁関係の方は、現在同居しており、住民票で「未届の妻」「未届の夫」などその事実が確認でき、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが証明できる方。
- パートナーとの申込みは、大阪府又は市区町村が発行した「パートナーシップ宣誓をしたことを証明する書類」（入居申込み開始日の1か月以上前に発行されているもの）の写し等を提出できる方。
- 募集期間末日において、妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。

※友人等の寄合世帯での申込みや世帯を不自然に分割または合併した申込みは原則できません。ただし、合理的な理由がある場合などは、申込みできる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

（※7ページ「申込みの無効・失格、注意事項」に例示があります。）

② 申込者本人が、入居申込み開始日の1か月以上前から市内に住所を有しているか、市内の職場に勤務をしている（することが確実な）方

- 住所を有しているとは、住民登録（外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書）があり、現にその住所で生活をしていること。
- 勤務をしていることの証明として、在職証明等でその事実が確認できることが条件です。
- 勤務予定者は、入居説明会までに茨木市内の事業所に勤務することが確実であることが必要です。その場合、その事実を証明できる書類を提出していただきます。

③ 申込者本人及び同居しようとする親族に持ち家がなく、現在住宅に困っている方

- 持ち家のある方で、入居説明会までに申込者及び同居しようとする親族以外に所有権を移転されるなど、処分を予定している場合は申し込むことができます。
その場合、所有権を移転したことがわかる所有権移転登記簿謄本、不動産登記簿謄本、売買契約書などでその事実が確認できることが条件です。

3 申込時に必要な書類

申込受付の際は、審査に必要な書類の提出をお願いします。また提出していただいた書類は、選考結果にかかわらずお返しえきませんので、あらかじめご了承ください。

市が入居申込のご案内に同封した書類

(1) 令和7年度第2回茨木市営住宅入居申込書

(2) 同封の同意書

(住宅に申込みされる方全員分及び入居しようとする者以外で扶養している者全員分の署名をしたもの)

申込者の方で用意して頂く書類

(1) 同居しようとする親族全員の住民票の写し

(※マイナンバーの提出がある場合は不要)

- ・同居しようとする親族全員の続柄記載のあるもの。
- ・婚約者又はパートナーと申し込まれる方は、双方の住民票の写しが必要です。
- ・婚約者と申し込みの方は、入居説明会までに婚姻したことを証明する書類（戸籍謄本等）が必要です。
- ・内縁関係にある方は、住民票の続柄に「未届の妻」又は「未届の夫」と記載のあるもの。

(2) 市・府民税課税証明書（※マイナンバーの提出がある場合は不要）

- ・令和6年1月1日時点で16歳以上の方全員分（16歳未満であっても収入のある方は証明書の提出が必要です）の「令和7年度 市・府民税課税証明書」（令和6年所得ニ令和6年1月1日～令和6年12月31日）

※マイナンバーの提出について

下記①～②を提出した場合、「(1)住民票の写し」及び「(2)市・府民税課税証明書」の提出は不要です。

①マイナンバーが確認できる書類の写し（住宅に申込みされる方全員分及び入居しようとする者以外で扶養している者全員分）
(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載され住民票の写し、住民票記載事項証明書)

②身元確認のできる書類の写し

〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など写真付きの証明書〕

※上記が困難な場合は健康保険証と年金手帳など写真無しの2つ以上の書類

(3) 85円切手 2枚

- ・令和7年第2回茨木市営住宅入居申込書の右側に印刷された「はがき」に貼ってください。

3 申込時に必要な書類

(4) 該当する方のみ提出していただく書類

①	申込資格のうち「市内に職場のある方」が申込みをする場合	雇用証明書等
②	借家に住んでいる場合	家屋の賃貸契約書（家賃の額及び契約者名がわかるもの）の写し
③	親族の家に同居している場合	住民票（発行から3か月以内）及び親族の住宅であることを証明する下記書類 ・固定資産税納税通知書（資産明細書のページ）の写し又は名寄帳 ・不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・借家の場合はその家屋の賃貸契約書（家賃の額及び契約者名がわかるもの）の写し
④	間借りをされている場合	間借証明書（家賃額を記載したもの）及び貸主名義の住宅であることを証明する下記書類 ・固定資産税納税通知書（資産明細書のページ）の写し又は名寄帳 ・不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・借家の場合はその家屋の賃貸契約書（家賃の額及び契約者名がわかるもの）の写し
⑤	特別控除がある方 ※「11. 控除額について」をご覧ください。	それを証明する書類
⑥	裁量世帯に該当する世帯の方 ※「4. 裁量世帯について」をご覧ください。	それを証明する書類
⑦	母子(父子)世帯の方	戸籍謄本等
⑧	学生の方	「在学証明書」又は「学生証明書」の写し ※小中学生は不要
⑨	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
⑩	「福祉世帯向け住宅」を申込みされる方	「身体障害者手帳」又は「介護保険被保険者証」の写し
⑪	パートナーと申込みの方	大阪府又は市区町村が発行した「パートナーシップ宣誓をしたことを証明する書類」の写し
⑫	離職・退職者	離職票、退職証明書など離職・退職したことを証明できる書類 ※離職・退職日、会社名が確認できる書類
⑬	外国籍の方	在留カードの写し
⑭	持ち家のある方 ※「2. 入居資格（詳細）」③をご覧ください。	所有権を移転したこと又は入居説明会までに移転することを説明できる書類 ・不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・所有権移転済登記簿謄本 ・土地家屋売買契約書の写し ・固定資産税納税通知書（資産明細書のページ）の写し又は名寄帳 など
⑮	その他、本市が必要とする書類	

4 収入基準

市営住宅に申込むためには、計算後の月額所得額が次の基準に該当していなければなりません。

※ 月額所得額の計算については「10.月額所得額の計算方法」をご覧ください。

※ (一般 - 1) ~ (一般 - 7)、(福祉 - 1)、(新婚子育て - 1) の
詳細は、別紙「募集住宅概要」をご確認ください。

(一般 - 1) ~ (一般 - 3)、(福祉 - 1)、(新婚子育て - 1)

→ 114,000円以下

(一般 - 4) ~ (一般 - 7)

→ 158,000円以下

ただし、下記裁量世帯に該当される世帯は、収入基準に緩和があります。

裁量世帯について

次の(1)~(9)に該当する世帯の方は、計算後の月額所得額が次の基準に該当している場合、
申込むことができます。申込時に証明する書類を提出してください。

(一般 - 1) ~ (一般 - 3)、(福祉 - 1)、(新婚子育て - 1)

→ 139,000円以下

(一般 - 4) ~ (一般 - 7)

→ 214,000円以下

対象世帯	
(1) 身体障害者世帯	申込者本人又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受けている方で、 その障害の程度が1級から4級までの方がいる世帯
(2) 精神障害者世帯	申込者本人又は同居者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 方で、その障害の程度が1級又は2級の方又は同程度の障害を有すると 認められる方がいる世帯
(3) 知的障害者世帯	申込者本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障害 の程度がA又はB1の方又は同程度の障害を有すると子ども家庭セン ター若しくは大阪府障害者自立相談支援センターの長により判定された 方がいる世帯
(4) 60歳以上の世帯	申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳 以上又は18歳未満の方である世帯 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(5) 戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その 障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
(6) 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(7) 海外からの引揚者世帯	申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書（厚生 労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けてい る方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がい る世帯
(8) ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人又は同居者に、1996年（平成8年）3月31日までの間 に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(9) 小学校就学前の子どもがいる世帯	募集期間末日現在において、同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯

5 収入区分表

市営住宅の家賃は、入居する世帯の収入によって異なります。

「10.月額所得額の計算方法」から、世帯の月額所得額を計算し、下記の収入区分表と別紙「募集住宅概要」で応募される住宅の家賃表を確認してください。

収入区分	収入基準
1	104,000円以下
2	104,001円～123,000円
3	123,001円～139,000円
4	139,001円～158,000円
5	158,001円～186,000円
6	186,001円～214,000円

6 収入基準早見表

下記表は、収入のある方が世帯に1人と仮定し、同居及び扶養親族控除のみ考慮して計算したものです。P.11で他の特別控除など該当する項目を確認し、P.10～12を参考に収入基準に合うかを確認してください。

《公営住宅》 ※(一般-4)～(一般-7)

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得者の場合	3,511,999円 (4,363,999円) 以下	3,995,999円 (4,835,999円) 以下	4,471,999円 (5,311,999円) 以下	4,947,999円 (5,787,999円) 以下	5,423,999円 (6,263,999円) 以下
年金所得者の場合 (65歳未満)	3,534,682円 (4,391,778円) 以下	4,041,349円 (4,838,837円) 以下	4,495,308円 (5,285,896円) 以下	4,942,367円 (5,732,955円) 以下	5,389,425円 (6,180,014円) 以下
年金所得者の場合 (65歳以上)	3,534,682円 (4,391,778円) 以下	4,041,349円 (4,838,837円) 以下	4,495,308円 (5,285,896円) 以下	4,942,367円 (5,732,955円) 以下	5,389,425円 (6,180,014円) 以下
その他の所得者の場合	2,276,000円 (2,948,000円) 以下	2,656,000円 (3,328,000円) 以下	3,036,000円 (3,708,000円) 以下	3,416,000円 (4,088,000円) 以下	3,796,000円 (4,468,000円) 以下

《改良住宅》 ※(一般-1)～(一般-3)、(福祉-1)、(新婚子育て-1)

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得者の場合	2,755,999円 (3,183,999円) 以下	3,299,999円 (3,711,999円) 以下	3,811,999円 (4,187,999円) 以下	4,287,999円 (4,663,999円) 以下	4,763,999円 (5,135,999円) 以下
年金所得者の場合 (65歳未満)	2,830,682円 (3,230,682円) 以下	3,337,349円 (3,737,349円) 以下	3,844,015円 (4,227,072円) 以下	4,321,190円 (4,674,131円) 以下	4,768,249円 (5,121,190円) 以下
年金所得者の場合 (65歳以上)	2,948,011円 (3,248,011円) 以下	3,337,349円 (3,737,349円) 以下	3,844,015円 (4,227,072円) 以下	4,321,190円 (4,674,131円) 以下	4,768,249円 (5,121,190円) 以下
その他の所得者の場合	1,748,011円 (2,048,011円) 以下	2,128,011円 (2,428,011円) 以下	2,508,011円 (2,808,011円) 以下	2,888,011円 (3,188,011円) 以下	3,268,011円 (3,568,011円) 以下

※給与所得者及び年金所得者については、各種控除前の「年間総収入金額」です。

※()内は裁量世帯の金額です。P.4の「裁量世帯について」を参照してください。(特別控除は含んでいません)

7 申込みの無効・失格、注意事項

申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効・失格とします。なお、受け付けた後当選した場合でも失格となります。

① 重複申込みをされたとき。

1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とする。）で2通以上の申込みをしたときは無効となります。また、申込者又は同居人として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込むことはできません。

② 申込書に不正の記載があったとき。

③ 入居申込資格がないとき。

④ 申込書に必要事項が記載されていないとき。また、必要書類が整わなかったとき。

⑤ 友人等の寄合世帯や世帯を不自然に分割したり合併した申込みがあったとき。

次のような申込みは、原則入居できません。

ただし、合理的な理由がある場合は、申込みできる場合がありますので事前にお問い合わせください。

・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

・兄弟姉妹のみでの申込み。（両親死亡の場合や、特別な事情のある方はご相談ください。）

・祖父母と扶養関係のない孫との申込み。

・おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。

・今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。

・配偶者との離婚が戸籍上成立しておらず、現に同居している夫婦の一方が別居のための住宅確保を目的とする申込み。

※ただし、下記の例などの合理的な理由がある場合などは、申込みできる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

①離婚はしていないが、長期間別居している場合

戸籍上離婚はしていないが、長期間別居している夫（妻）と子が申込みをした場合、申込期間の末日において、戸籍の附票などで1年以上別居の事実が確認でき、かつ配偶者に扶養されていない（又は扶養していない）ことが確認できれば申込みできます。

②離婚協議中の場合

離婚の協議中（調停中、裁判中を含む）の場合、申し込みはできますが、入居説明会までに戸籍謄本で離婚が成立していることを確認できることが条件となります。

⑥ 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。

申込み後、同居者の変更（死亡・出生等の事情は除く。）があったときは、入居できません。

⑦ 申込者本人又は同居しようとする方が、暴力団員であることが確認されたとき。

暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号にある暴力団員です。なお、暴力団員ではないことを確認するため、大阪府警察本部へ照会します。

申込みの注意事項

① 当選後、住所・勤務先等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。

② 退職予定の場合

申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居開始日までに退職する方で、以降無職無収入となる場合は、申込書に「退職予定」と記入し、収入は0円として計算してください。退職後、それを証明できる書類を建築課にご提出いただきます。

③ 求職中の場合

申込末日時点で職の決まっていない方は、収入を0円として計算してください。

④ 無職無収入の場合

高齢や身体に障害があるなどの理由により就労が困難な方は、無職（収入は0円）で申し込みください。

8 入居について注意事項

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。入居される場合は、快適な共同生活を営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上の決まりを守るようお願いします。

- 市営住宅では、犬や猫など生き物の飼育（一時預かりを含む）を禁止しています。
また、騒音等ご近所迷惑をかける行為をしてはいけません。
指導に従わず迷惑行為をやめないとときは住宅の明渡しを請求します。
- 敷金は、入居時の家賃の2か月分必要です。
- 家賃は毎月月末までにお支払いいただきます。支払い期限を過ぎると滞納となり、3か月以上滞納されると、住宅の明渡しを請求します。
- 階段灯、廊下灯、外灯等の電気料、給水施設の電気料及び上下水道料、共同水栓の上下水道料等を共益費として毎月納付していただきます。
- 家賃算定のため、毎年ご家族全員の収入を必ず報告していただきます。
- 入居後、一定期間を経過し、基準を超える収入がある方については、収入超過者又は高額所得者の認定を行います。

市営住宅は低額所得者のための住宅です。住宅収入超過者の認定を受けた場合は、住宅の明け渡し努力義務が生じます。また、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅の明け渡し請求を受けることがあります。

- 入居に際し連帯保証人は必要ありませんが、緊急時の連絡先となる方の届出をお一人お願いしています。
- 暴力的行為や破壊活動等を継続及び反復する恐れがあると認められるとき、また不正行為や不法行為が確認された場合、住宅の明渡しを請求します。
- 市営住宅に有料駐車場はありますが、万一区画に空きがない場合は、ご自身で団地外の保管場所を確保していただく場合があります。
- 住宅、集会所、駐輪場などは、定められた規則を守り大切に使用してください。住宅を他人に貸す、商店や作業場などの住居以外の用途に使う、建築課への届出なく模様替え・増築を行った場合などは、住宅の明渡しを請求します。
- 入居中に次のようなことがあれば手続きが必要です。承認できる範囲が限られているものもありますので、事前に建築課へ相談していただきます。
 - ・出生、死亡または転出により同居者に異動が生じたとき
 - ・入居時に同居した親族以外の者を同居させようとするととき
 - ・入居者が死亡または退去した場合に同居者が引き続き住むとき
 - ・入居者又は同居者の氏名が変わったとき
 - ・入居者又は同居者が住宅を30日以上不在にするとき
 - ・住宅の一部を模様替え又は増築するとき
- 市営住宅は共同住宅ですので、団地内の清掃など入居者のみなさんが協力して行わなければならないことがたくさんあります。これらのことを行なうために、入居者組合や自治会等に参加し、その活動に協力するとともに、市営住宅が快適な生活の場とするため、地域のコミュニティの形成に努めるようお願いします。

9 抽選について

抽選について

市営住宅入居申込者で希望の部屋を第2希望まで記入いただいた際の抽選については、下記のとおり運用します。

- (1) まず、第1希望のみで抽選を行います。
- (2) 次に、第2希望のみで抽選を行います。

◆ (例) 応募者A～Eが、部屋①～③を申し込んだ場合

	A	B	C	D	E
第1希望	②	②	③	③	無効
第2希望	未記入	①	①	②	③

◆第1希望（抽選）

	A	B	C	D	E
第1希望	②	②	③	③	無効
	抽選		抽選		
	当選	落選	当選	落選	—

※応募者Eは（第一希望：無効）のため、第1希望の抽選は行いません。

◆第2希望（抽選）

	①	②	③	④	⑤
第2希望	未記入	当選	落選	落選	落選
	当選				

※部屋②・部屋③は、第1希望の抽選により当選者が決定したため、抽選は行いません。

注意事項

- ・ 第2希望まで希望の部屋を書いていただくことが可能ですが、第1希望のみの希望も可能です。
- ・ 「2. 入居資格」に適合しない募集区分での希望は無効とみなし、入居者資格を満たす希望のみで抽選を行います。
- ・ 第1希望が未記入及び無効となった場合であっても、第2希望は第1希望には繰り上がりず、第2希望として処理されます。
- ・ 抽選後、当選者が無効もしくは入居を辞退された場合、繰り上げ当選は行いません。

10 月額所得額の計算方法

市営住宅に申込むためには、収入が市で定める基準に該当していなければなりません。

収入基準は申込家族の月額所得額が基準以下であるかで判断します。

以降のページをご確認いただき、申込家族の月額所得額を計算してください。

申込者及び同居者の収入は次のうちどれですか。

給与所得者の方	年金所得者の方	その他の所得者の方
<p>給与所得とは 給料、ボーナス、役員報酬 などの所得です。 会社員、店員、パートなど</p> <p>↓</p> <p>月額所得額の計算方法 (給与所得の方へ) P.10-2 10-3 10-7 をご覧ください。</p>	<p>年金所得とは 厚生年金、国民年金、 老齢年金、退職年金 などの所得です。</p> <p>↓</p> <p>月額所得額の計算方法 (年金所得者の方へ) P.10-4 10-5 10-7 をご覧ください。</p>	<p>その他の所得とは 事業所得、不動産所得、 雑所得などの所得です。 自営業など</p> <p>↓</p> <p>月額所得額の計算方法 (その他の所得者の方へ) P.10-6 10-7 をご覧ください。</p>

- ① 申込家族全員の年間総収入金額を確かめてください。 (step1)
- ② 給与収入、年金収入の方は、所得金額の計算式に従い、年間所得金額を計算してください。
(step2)
- ※1 家族の中で2人以上の方に収入がある場合は、それぞれ個別に所得金額を計算した後に合算してください。
- ※2 1人で給与と年金等の2種類以上の収入がある場合は、それぞれの種別ごとに所得金額を計算した後に合算してください。
- ③ ②で計算した所得金額を合計し、申込家族の年間所得金額を計算してください。
- ④ 申込家族の控除金額を計算し、③で計算した申込家族の年間所得金額から引き、12で割ってください。
(step3)

< 所得としないもの >

- ① 生活保護の扶助料、児童扶養手当、公害認定患者の障害補助費等、政令などにより非課税とされているもの
- ② 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病年金、障害年金、福祉年金といった、法律により非課税とされている各種年金
- ③ 雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費、失業給付金、入院給付金、仕送りなど非課税とされているもの
- ④ 短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金などの一時所得

【収入・年収】

収入は、働いたり投資したりして得たお金の全額（額面金額）です。

給料なら会社からの総支給額（給与年収）、事業収入なら売上や雑収入など事業に関連して得た収入全体をさします。
(毎年1月1日から12月31日までに生じた金額です。)

【所得】

所得は、収入から所得控除や必要経費を差し引いて計算した金額です。

利益のような金額だと考えるとわかりやすいです。
(毎年1月1日から12月31日までに生じた金額です。)

【手取り】

月給や賞与の総支給額から社会保険料や所得税、住民税などを差し引いた残額で、給与明細なら、差引支給額や銀行振込額など、最後の項目に表示されます。(月額所得額の計算には適していませんのでご注意ください。)

10

月額所得額の計算方法（給与所得者の方）

SAMPLE

令和〇年度 市民税・府民税 課税証明書			
住所	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号		
氏名	茨木 太郎		
名称は課税証明書です			
上記住所は賦課期日（1月1日）現在の住所です。			
令和△年分			
合計所得金額		年 税 額	¥107,400
市民税	所得割	府民税	¥40,800
	均等割		均等割
合計所得金額の内訳			
(給与支払金額)		以下余白	以下余白
給与所得 以下余白		以下余白	以下余白

① 課税証明書の見方

＜給与所得者の方＞

「給与支払金額」を、「年間総収入金額」として計算してください

※1 証明年度の1月1日にお住まいの
市町村にご請求ください（様式は市
町村によって異なります）

※2 収入の申告等があり、市府民税が課税されていない方
→「非課税証明書」となります

※3 収入の申告等がなく、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、又は16歳未満の扶養親族の方

→ 所得（非課税）証明書を発行する
ために、証明年度の1月1日にお住
まいの市町村への申告が必要です。
(未申告のまま所得（非課税）証明
書を発行されると、所得欄に数字の
記載がなく（-）と表示され、所得
の証明書にはなりません)

SAMPLE

会和 年分 紙与所得の領事徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は居 所	(受給者番号) (個人番号) <input style="width: 100px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;" type="text"/>																	
		(役職名) 氏名 (フリガナ) 名																	
種 別		支 払 金 額			所 得 控 除 後 の 金 額			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 課 收 税 額								
		内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円						
(源泉)控除対象配偶者の有無等		被扶養者(内)老人		控除の額			被扶養者(内)老人			被扶養者(内)老人			被扶養者(内)老人						
				特	定		特	定	内	特	定	内	特	定					
有		従有		千	円	人	従人	内	人	従人	内	人	従人	内					
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額							
内				千				円				千				円			
(摘要)																			

② 源泉徴収票の見方

「支払金額」を「年間総収入金額」として計算してください

※ 上記の見方を参考にされる方は、
前年1月1日以前から引き続き勤務
している方のみです。

10 月額所得額の計算方法（給与所得者の方）

Step1年 給料・賃金・ボーナス等の1年間の総収入金額を合計してください。

令和6年 年間総収入金額	円	…(A)
-----------------	---	------

Step2 年間所得金額を出してください。

年間総収入金額	所得金額の計算式
551,000円未満	(0円)
551,000円～1,618,999円	(総収入金額) - 550,000 = (円)
1,619,000円～1,619,999円	(1, 069, 000円)
1,620,000円～1,621,999円	(1, 070, 000円)
1,622,000円～1,623,999円	(1, 072, 000円)
1,624,000円～1,627,999円	(1, 074, 000円)
1,628,000円～1,799,999円	(総収入金額) → (端数処理後) × 0.6 + 100,000 = (円)
1,800,000円～3,599,999円	(総収入金額) → (端数処理後) × 0.7 - 80,000 = (円)
3,600,000円～6,599,999円	(総収入金額) → (端数処理後) × 0.8 - 440,000 = (円)
6,600,000円～8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 = (円)
8,500,000円以上	(総収入金額) - 1,950,000 = (円)

●年間総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの場合

端数処理
出し方

収入金額を4,000で割り、その答えの1未満を切り捨てた後、4,000を掛け戻します。

端数処理後
出し方

年間総収入金額が3,850,000円の場合

$3,850,000円 \rightarrow 3,850,000 \div 4,000 = 962.5円 \rightarrow 962円$ (1円未満切捨て)
 $962 \times 4,000 = 3,848,000円 \rightarrow$ 端数処理後の金額になります

所得金額
出し方

$3,848,000 \times 0.8 - 440,000 = 2,638,400円$
→ 年間給与所得金額になります

年間給与所得金額	円
----------	---

…(B) → P. 10-7 ステップ3の
控除額の確認に進んでください。

※1 家族の中で2人以上の方に収入がある場合は、それぞれ個別に所得金額を計算した後に合算してください。

※2 1人で給与と年金等の2種類以上の収入がある場合は、それぞれの種別ごとに所得金額を計算した後に合算してください。

10 月額所得額の計算方法（年金所得者の方）

SAMPLE

令和〇年度 市民税・府民税 非課税証明書

住所	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号		
氏名	茨木 太郎		
上記住所は賦課期日（1月1日）現在の住所です。			
令和△年分			
合計所得金額	¥402,458	年 税 額	¥0
市民税	所得割 均等割	府民税	所得割 均等割
	¥0 ¥0		¥0 ¥0
(公的年金支払額) の 内 訳			
(公的年金支払額)	¥639,674	以下余白	以下余白
以下余白	以下余白		

① 課税証明書の見方

＜年金所得者の方＞

「公的年金支払額」を、「年間総年金額」として計算してください

※1 証明年度の1月1日にお住まいの市町村にご請求ください（様式は市町村によって異なります）

※2 収入の申告等があり、市府民税が課税されていない方
→「非課税証明書」となります

※3 収入の申告等がなく、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、又は16歳未満の扶養親族の方

→ 所得（非課税）証明書を発行するために、証明年度の1月1日にお住まいの市町村への申告が必要です。

（未申告のまま所得（非課税）証明書を発行されると、所得欄に数字の記載がなく（-）と表示され、所得の証明書にはなりません）

年金振込通知書

(振込予定日) 年 月 日

SAMPLE

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名	
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額※3		
令和 年 月から	令和 年 月の	令和 年 月の 参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
各期支払額		
年金支払額	円	円
※2	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円
個人住民税額 ^{※2}	円	円
控除後振込額	円	円
<small>※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。（ゆうちょ銀行除く。） ※2 8月以降の年金から特別徴収する保険料等（下記参照）の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。 決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。 ※3 令和6年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。</small>		
厚生労働省 官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課長		
印 影		

③ 年金振込通知書の見方

「年金支払額」を6倍すると、
「年間総年金額」となります

※ 2種類以上の年金を受給されている場合は、その合計金額です。

10 月額所得額の計算方法（年金所得者の方）

Step 1 年金額を出してください。

令和6年 年間総年金額	円	…(A)
----------------	---	------

Step 2 年間所得金額を出してください。

受給する 方の年齢	年 金 頓	所得金額の計算式
65歳以上	1,100,000円以下	() 0円)
	1,100,001円～3,299,999円	(年金額) - 1,100,000 = () 円)
	3,300,000円～4,099,999円	(年金額) × 0.75 - 275,000 = () 円)
	4,100,000円～7,699,999円	(年金額) × 0.85 - 685,000 = () 円)
	7,700,000円以上	(年金額) × 0.95 - 1,455,000 = () 円)
65歳未満	600,000円以下	() 0円)
	600,001円～1,299,999円	(年金額) - 600,000 = () 円)
	1,300,000円～4,099,999円	(年金額) × 0.75 - 275,000 = () 円)
	4,100,000円～7,699,999円	(年金額) × 0.85 - 685,000 = () 円)
	7,700,000円以上	(年金額) × 0.95 - 1,455,000 = () 円)

年間年金所得金額	円	…(B) → P. 10-7 ステップ3の 控除額の確認に進んでください。
----------	---	--

※1 家族の中で2人以上の方に収入がある場合は、それぞれ個別に所得金額を計算した後に合算してください。

※2 1人で給与と年金等の2種類以上の収入がある場合は、それぞれの種別ごとに所得金額を計算した後に合算してください。

10 月額所得額の計算方法（その他の所得者の方）

所 得 金 額 等	事業	當業等	(1)									SAMPLE
	農業	業	(2)									
	不動産	産	(3)									
	利子	子	(4)									
	配当	當	(5)									
	給与	区分	(6)									
		公的年金等	(7)									
	業務		(8)									
	その他		(9)									
	(7)から(9)までの計		(10)									
	総合課徴・一時		(11)									
	合計 (1)から(6)までの計+(10)+(11)		(12)									

④ 所得税確定申告書 の見方

所得金額等の「合計」金額を
「年間総所得金額」として計算
してください

※ 上記の見方を参考にされる方は、
前年1月1日以前から引き続き事業
している方のみです。

Step 1

令和6年 年間総所得金額	
	円

※確定申告書控の所得金額

…(B) → P. 10-7 ステップ3の
控除額の確認に進んでください。

※1 家族の中で2人以上の方に収入がある場合は、それぞれ個別に所得金額を計算した後に合算してください。

※2 1人で給与と年金等の2種類以上の収入がある場合は、それぞれの種別ごとに所得金額を計算した後に合算してください。

10 月額所得額の計算方法（控除金額の計算）

申込家族の年間所得金額合計	円
---------------	---

P10-2~10-6で計算した申込家族全員分の(B)の金額を合計してください。

Step3 年間所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除額の出し方

控除の種類	計算方法	控除額
給与所得者	給与所得のあった方 10万円 × 人 （計算後の所得金額が10万円未満の場合はその額）	円
公的年金等所得者	公的年金等所得のあった方 10万円 × 人 （計算後の所得金額が10万円未満の場合はその額）	円
同居及び扶養親族	入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族（申込者本人を除く） 38万円 × 人	円
寡婦	寡婦で所得のある方 27万円 × 人 （計算後の所得金額が27万円未満の場合はその額）	円
ひとり親	ひとり親で所得のある方 35万円 × 人 （計算後の所得金額が35万円未満の場合はその額）	円
老人	70歳以上の同一生計配偶者又は扶養親族 10万円 × 人	円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く） 25万円 × 人	円
障害者	入居しようとする者及び遠隔地扶養親族で障害がある者がある方 27万円 × 人	円
特別障害者	入居しようとする者及び遠隔地扶養親族で特別障害がある者がある方 40万円 × 人	円

控除額の合計	円
--------	---

…(C)

●控除額について
►詳しい説明は「11.控除額について」を参考にしてください。

控除後の年間所得金額 (B) - (C)	円
-------------------------	---

÷ 12

申込家族の月額所得額	円
------------	---

●申込者及び同居者の月額所得額が収入基準に該当しているかを確認のうえ、申込んでください。
収入基準にあてはまらない場合は申込むことができません。
(※収入基準は「4. 収入基準」をご覧ください)

11 控除額について

控除の種類	範 囲	控除額 (1人につき)
給与所得者控除	申込者本人又は入居しようとする親族で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得のある方 (1人で給与・年金の両方の所得がある場合はそれぞれ控除してください)	10万円 計算後の所得金額が10万円未満の場合はその額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族 (例えば、5人家族の申し込みであれば、4人分)	38万円
寡婦控除	次のいずれかに該当し、申込者本人又は入居しようとする親族のうち、ひとり親に該当しない方で、年間所得金額が500万円以下の方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。) ・夫と離婚した後に婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族がいる方 ・夫と死別した後に婚姻をしていない方 ・夫の生死が明らかでない方(子以外の扶養親族の有無は関係なし。)	最高27万円 計算後の所得金額が27万円未満の場合はその額
ひとり親控除	次のいずれかに該当し、申込者本人又は入居しようとする親族のうち、生計を一にする子(年間所得が48万円以下で他の者の扶養親族又は同一生計配偶者でない子。年齢制限なし。)があり、年間所得金額が500万円以下である場合(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。) ・配偶者と死別・離婚した後に婚姻をしていない方 ・配偶者の生死が明らかでない方 ・婚姻歴がない方	最高35万円 計算後の所得金額が35万円未満の場合はその額
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で70歳以上の方	10万円
老人扶養控除	扶養親族で70歳以上の方	
特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	25万円
障害者控除	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方又は、知的障害者更正相談所等により知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている方など	27万円
特別障害者控除	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・療育手帳の総合判定がAの方又は知的障害者更正相談所等により同程度の知的障害と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている方で1級に該当する方など	40万円

※控除額を誤って計算されると収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

※年齢は、募集期間末日現在の満年齢です。

12 月額所得額の計算例（給与所得者の方）

1. 家族構成 4人	・本人（51歳） ・妻（46歳） ・長女（24歳） ・長男（17歳）	年間総収入金額 無職 年間総収入金額 高校生（身体障害者4級）	3,850,000円 0円 620,000円 （会社員） （アルバイト）
---------------	---	--	--

2. 計算方法

（注）年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

年間総収入金額	所得金額の計算式
551,000円未満	長女年間総収入金額 (0円)
551,000円～1,618,999円	(620,000) - 550,000 = (70,000円)
1,619,000円～1,619,999円	(1,069,000円)
1,620,000円～1,621,999円	(1,070,000円)
1,622,000円～1,623,999円	(1,072,000円)
1,624,000円～1,627,999円	本人年間総収入金額 (1,074,000円)
1,628,000円～1,799,999円	(総収入金額) → (端数処理後) × 0.6 + 100,000 = (円)
1,800,000円～3,599,999円	(総収入金額) → (端数処理後) × 0.7 - 80,000 = (円)
3,600,000円～6,599,999円	(3,850,000) → (端数処理後) × 0.8 - 440,000 = (2,638,400円)
6,600,000円～8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 = (円)
8,500,000円以上	(総収入金額) - 1,950,000 = (円)

① 本人の年間給与所得金額 $3,850,000 \text{円} \div 4,000 \text{人} = 962.5 \text{円}$ (1円未満切捨て) $962 \text{円} \times 4,000 \text{人} = 3,848,000 \text{円}$ $3,848,000 \text{円} \times 0.8 - 440,000 \text{円} = 2,638,400 \text{円}$

② 長女の年間給与所得金額 $620,000 \text{円} - 550,000 \text{円} = 70,000 \text{円}$

・控除額を計算する方法

給与所得者控除	10万円 × 2人 = 17万円 (10万円未満の場合はその額)	(本人10万円・長女7万円)
公的年金等所得者控除	10万円 × 1人 = 万円 (10万円未満の場合はその額)	
同居及び扶養親族控除	(入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族) 38万円 × 3人 = 114万円	(妻・長女・長男)
寡婦控除	27万円 × 1人 = 円 (27万円未満の場合はその額)	
ひとり親控除	35万円 × 1人 = 円 (35万円未満の場合はその額)	
老人控除	10万円 × 1人 = 円	
特定扶養親族控除	25万円 × 1人 = 25万円	(長男)
障害者控除	27万円 × 1人 = 27万円	(長男)
特別障害者控除	40万円 × 1人 = 円	

控除金額合計
1,830,000円

③ 申込家族の月額所得額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} + \text{長女の年間所得金額}) - (\text{申込家族の控除金額合計})}{12} = \text{申込家族の月額所得額}$$

$$\frac{(2,638,400円 + 70,000円) - (1,830,000円)}{12} = 73,200円$$

収入区分 = 収入分位1（※「5収入区分表」より）

12 月額所得額の計算例（年金所得者の方）

1. 家族構成 2人	・本人（68歳） ・妻（64歳）	年間年金額 年間年金額	2,400,000円（無職） 640,000円（無職）
---------------	---------------------	----------------	--------------------------------

2. 計算方法 (注) 年間年金額を年間所得金額に換算する。

受給する方の年齢	年 金 額	所得金額の計算式
65歳以上	1,100,000円以下	本人年間年金額 (0円)
	1,100,001円～3,299,999円	(2,400,000) - 1,100,000 = (1,300,000円)
	3,300,000円～4,099,999円	(年金額) × 0.75 - 275,000 = (円)
	4,100,000円～7,699,999円	(年金額) × 0.85 - 685,000 = (円)
	7,700,000円以上	(年金額) × 0.95 - 1,455,000 = (円)
65歳未満	600,000円以下	妻年間年金額 (0円)
	600,001円～1,299,999円	(640,000) - 600,000 = (40,000円)
	1,300,000円～4,099,999円	(年金額) × 0.75 - 275,000 = (円)
	4,100,000円～7,699,999円	(年金額) × 0.85 - 685,000 = (円)
	7,700,000円以上	(年金額) × 0.95 - 1,455,000 = (円)

$$\begin{array}{lll} \text{① 本人の年間所得金額} & 2,400,000円 - 1,100,000円 & = 1,300,000円 \leftarrow \boxed{\text{本人年間所得金額}} \\ \text{② 妻の年間所得金額} & 640,000円 - 600,000円 & = 40,000円 \leftarrow \boxed{\text{妻年間所得金額}} \end{array}$$

・控除額を計算する方法

給与所得者控除	10万円 × 人 = 万円 (10万円未満の場合はその額)
公的年金等所得者控除	10万円 × 2人 = 14万円 (10万円未満の場合はその額)
同居及び扶養親族控除	(入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族) 38万円 × 1人 = 38万円
寡婦控除	27万円 × 人 = 円 (27万円未満の場合はその額)
ひとり親控除	35万円 × 人 = 円 (35万円未満の場合はその額)
老人控除	10万円 × 人 = 円
特定扶養親族控除	25万円 × 人 = 円
障害者控除	27万円 × 人 = 円
特別障害者控除	40万円 × 人 = 円

(本人10万円・妻4万円)

(妻)

控除金額合計
520,000円

③ 申込家族の月額所得額

$$\begin{array}{rcl} (\text{本人の年間所得金額} + \text{妻の年間所得金額}) - (\text{申込家族の控除金額合計}) & = & \text{申込家族の月額所得額} \\ \hline & 12 & \\ \\ (\ 1,300,000円 + 40,000円) - (520,000円) & = & 68,333円 \end{array}$$

(1未満切り捨て)
収入区分 = 収入分位1 (※「5収入区分表」より)

12 月額所得額の計算例（その他の所得者の方）

1. 家族構成 5人	・本人（48歳） ・妻（45歳） ・長男（17歳） ・長女（14歳） ・次男（11歳）	年間所得金額 無職 高校生 中学生 小学生	3,000,000円（自営業）
---------------	---	-----------------------------------	-----------------

2. 計算方法

① 本人の年間所得金額 3,000,000円 本人年間所得金額

・控除額を計算する方法

給与所得者控除	10万円 × 人 = 万円 (10万円未満の場合はその額)	(妻・長男・長女・次男)
公的年金等所得者控除	10万円 × 人 = 万円 (10万円未満の場合はその額)	
同居及び扶養親族控除	(入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族) 38万円 × 4人 = 152万円	
寡婦控除	27万円 × 人 = 円 (27万円未満の場合はその額)	
ひとり親控除	35万円 × 人 = 円 (35万円未満の場合はその額)	
老人控除	10万円 × 人 = 円	
特定扶養親族控除	25万円 × 1人 = 25万円	(長男)
障害者控除	27万円 × 人 = 円	
特別障害者控除	40万円 × 人 = 円	控除金額合計 <u>1,770,000円</u>

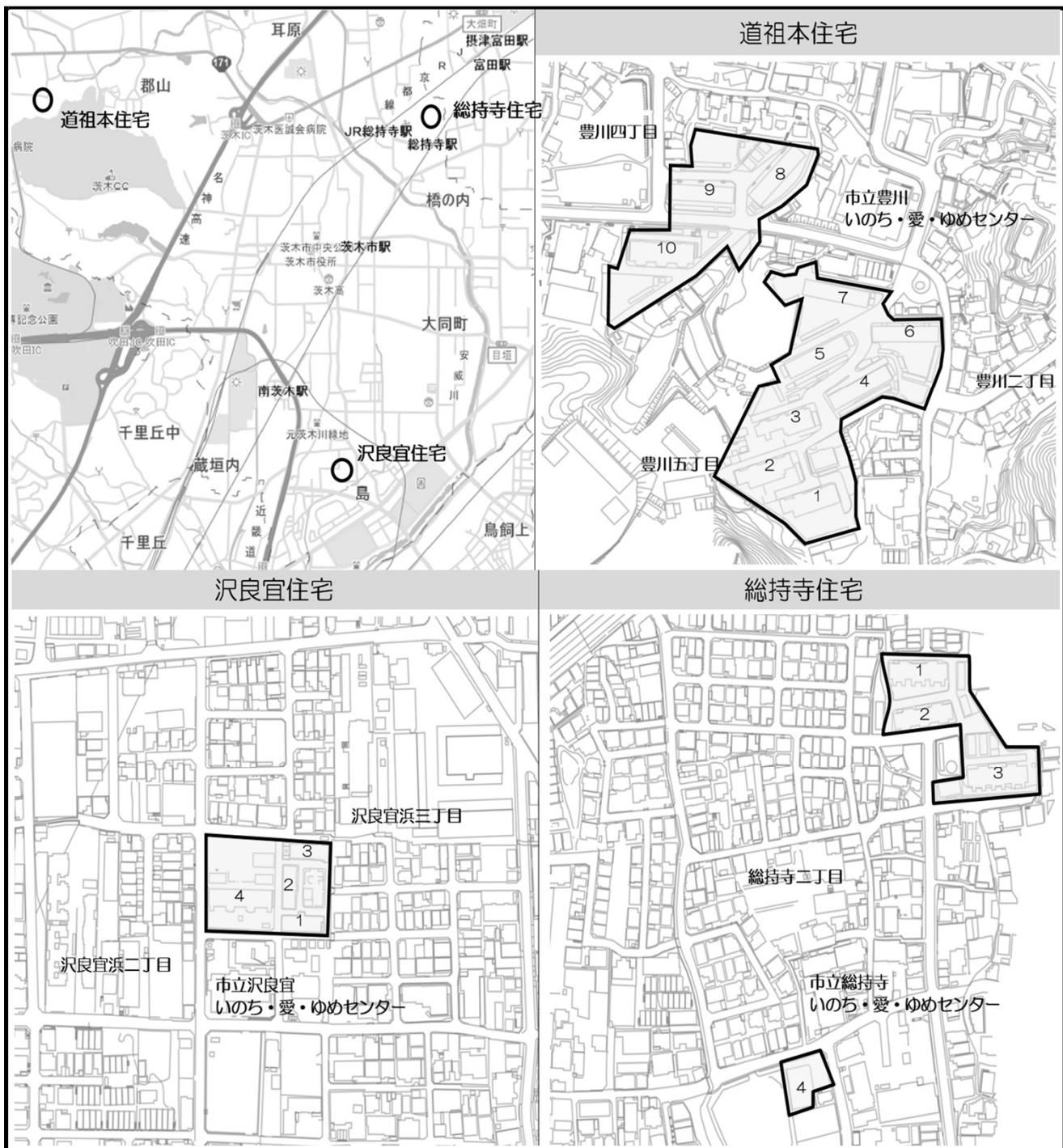
② 申込家族の月額所得額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額}) - (\text{申込家族の控除金額合計})}{12} = \text{申込家族の月額所得額}$$

$$\frac{(\ 3,000,000円\) - (\ 1,770,000円\)}{12} = 102,500円$$

収入区分 = 収入分位1（※「5収入区分表」より）

13 市営住宅の位置図と住所



住宅名	郵便番号	住 所
道祖本住宅	1～7棟	〒567-0057 茨木市豊川五丁目1番
	8・9棟	〒567-0057 茨木市豊川四丁目5番
	10棟	〒567-0057 茨木市豊川五丁目9番
沢良宜住宅	〒567-0864	茨木市沢良宜浜三丁目9番
総持寺住宅	1・2棟	〒567-0801 茨木市総持寺二丁目14番
	3棟	〒567-0801 茨木市総持寺二丁目15番
	4棟	〒567-0802 茨木市総持寺駅前町15番